

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物製造所等の使用停止命令		
根拠条項	第12条の2 第2項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第12条の2第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>1 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2 第12条の7第1項の規定に違反したとき。 3 第13条第1項の規定に違反したとき。 4 第13条の24の規定による命令に違反したとき。</p>		
処 分 基 準	<p>1 法文のとおり、各規定に違反したとき。 2 使用停止期間については、違反是正に必要な期間とする。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機械の付与	要 (※ 緊急時は、手続法第13条第2項第1号で不要)		
区 分	弁 明		
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		